

西宮市上下水道局広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市上下水道局（以下「局」という。）が発行する印刷物等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載場所)

第2条 広告の掲載場所は、局が発行する印刷物等その他広告を掲載することができると上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものとする。

(広告掲載基準)

第3条 広告の掲載は、当該広告の内容が次の各号に該当しない場合に限り、行うことができる。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人及び団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (6) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載の可否については「西宮市広告掲載基準」に準ずるものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、所管課等において別に定める。ただし、1年を最大単位とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込人」という。）は、所定の広告掲載申込に係る書類及び広告の見本を提出しなければならない。

(申込人及び広告掲載内容の審査)

第6条 前条の申込みがあった場合は、広告審査委員会（以下「委員会」という。）は申込人及び広告掲載内容について審査し、その結果を申込人にすみやかに通知しなければならない。

(広告主の決定及び広告掲載料)

第7条 広告主は、原則として入札により決定することとし、最低入札価格は別に定める。

2 同時に2人以上の広告主より同額の入札があった場合は、くじ引きにより広告主を決定する。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の見本の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主決定の取消し)

第9条 管理者は、第7条の規定による広告主の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載期間中であっても、広告主の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料を指定期日までに納付しないとき。

(2) 広告主の決定を受けた者が決定の取消しを申し出たとき。

(3) 局の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。

(4) 社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(5) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

2 前項に定めるもののほか、管理者は、局の業務上やむを得ないときその他特に必要があると認めるときは、第7条の規定による広告主の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、前条第2項の規定により広告主の決定を取り消したときは、この限りでない。

(広告掲載手続きに係る庶務)

第11条 広告掲載手続きに係る庶務は、広告媒体所管課において処理する。

(委員会)

第12条 申込人及び広告の掲載内容について審査するため、広告審査委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員で構成する。

3 委員長は管理者、副委員長は上下水道局次長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席者の過半数を持って決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、上下水道総務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

付 則 (平成21年3月30日決裁水経戦第31号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 23 年 3 月 30 日決裁水経管第 59 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日決裁水経管第 61 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 12 条関係）

上下水道事業管理者
上下水道局次長
上下水道総括室長
水道工務部長
水道施設部長
下水道部長
上下水道総務課長
財務課長